平成２５年（フ）第３０号
徳島市南昭和町６丁目53番地
債務者　坂本　　稔
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８号
兵庫県洲本市物部２丁目１番39号
債務者　西島　則行
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第１２０号
山口県岩国市平田６丁目56番３―203号
債務者　甲斐　美保
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第２６号
山口県岩国市海土路町２丁目60番10―102号
債務者　岩根　保成
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第３４号
山口県岩国市周東町差川1610番地４
債務者　河村　政枝
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第３５号
山口県岩国市麻里布町６丁目７番22―103号
債務者　古賀　直樹
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第２３２号
神戸市長田区本庄町４丁目１番５―206号、従前の住所神戸市須磨区天神町３丁目１番24号
債務者　松﨑　純一
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８７６号
名古屋市西区枇杷島５丁目28番21号
債務者　舩戸　尋司
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９３１号
名古屋市港区十一屋３丁目218番地
債務者　谷合　千恵
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３８号
青森県五所川原市字一ツ谷534番地２
債務者　須藤　　義
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第４２号
青森県北津軽郡中泊町大字大沢内字海原217番地　二タ見団地32号
債務者　荒関　梅子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第４３号
青森県北津軽郡中泊町大字大沢内字海原217番地　二タ見団地32号
債務者　荒関　祐二
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
和歌山市島51番地の２　川永団地14号棟４階324号室
債務者　奈須　英子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１５３号
和歌山市延時147番地の19　宝寿ビル401号
債務者　笠原　恵一
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１７１号
和歌山県紀の川市桃山町市場422番地５　中前マンション106号
債務者　平田　崇治
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１８７号
和歌山市鷹匠町２丁目34番地
債務者　山本　喜隆
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１９７号
和歌山県岩出市野上野377番地の２
債務者　安田　尚子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係